

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 道路の占用を制限する区域の指定

道路整備課

【公告】

- 土地改良区清算人の退任届
- 公共測量の実施
- 〃
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
-
-
- 落札者等の決定

耕地課

監理課

建築指導課

【公安委員会】

- 公益社団法人被害者サポートセンターお
- かやまの代表者の変更
- 指定講習機関の指定の一部改正
- 運転免許取得者等教育の認定の一部改正

県民広報課

運転免許課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市湯原温泉字六郎谷四〇三番五地先から 真庭市湯原温泉字雪摺四二五番一地先まで	新	九・八 五八・〇	三四八・〇
真庭市湯原温泉字六郎谷四〇三番五地先から 真庭市湯原温泉字雪摺四二五番一地先まで	旧	九・八 四三・九	三四八・〇

◎岡山県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三三三号	真庭市湯原温泉字六郎谷四〇三番五地先から 真庭市湯原温泉字雪摺四二五番一地先まで	令和五年十月二十日

◎岡山県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三二二三号	真庭市湯原温泉字六郎谷四〇三番五地先から 真庭市湯原温泉字雪摺四二五番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和五年十月二十日

〔五二一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

令和五年十月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

大原台地土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名

住 所

野々上 力

美作市川上二七八

〔五二二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加賀郡吉備中央町 田土地内	測量区域
公共測量（路線測量及び用地測量）	測量の種類
令和五年十月十二日から同年十一月三十日まで	測量期間

〔五二三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（UAVレーザ測量）	測量の種類
令和五年十月四日から同年十二月二十二日まで	測量期間

〔五二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾五六〇―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区西川原一丁目三―四八ウイステリア一〇一

脇本 弘正

脇本 歩実

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月二十一日岡山県指令建指第九三号

〔五二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市黒尾字窪田三〇九―二一、三二―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区植松四六九―一 プリムローズうえまつⅡ二〇二号

山口 堅也

三 許可年月日及び許可番号

令和五年六月二十一日 岡山県指令建指第九二号

〔五二六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
気象観測装置 三式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和五年八月十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社金剛測機 岡山営業所
岡山市北区今六―一―七
- 五 落札金額
一九、七四五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、七九五、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和五年七月七日

◎岡山県公安委員会告示第四百十八号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）第三条第一項の規定により、公益社団法人被害者サポートセンターおかやまの代表者を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和五年十月二十日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 平松 敏男

2 変更後

代表者 加藤 裕司

二 変更年月日

令和五年九月十四日

◎岡山県公安委員会告示第四百十九号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月二十日

岡山県公安委員会

本則の表二の項中「吉村充司」を「吉村清孝」に改め、同表六の項中「吉村忠道」を「吉村充司」に改め、同表十五の項中「吉村信年」を「吉村忠道」に改め、同表二十の項中「吉村充司」を「水嶋浩二」に改め、同表二十一の項中「吉村充司」を「吉村清孝」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第百五十号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月二十日

岡山県公安委員会

本則の表二の項中「吉村 充司」を「吉村 清孝」に改め、同表六の項中「吉村 忠道」を「吉村 充司」に改め、同表十八の項中「吉村 信年」を「吉村 忠道」に改め、同表十九の項中「吉村 充司」を「水嶋 浩二」に改め、同表二十一の項中「株式会社岡山ももたろう自動車学校」を「株式会社岡山ももたろう自動車学校」に、「吉村 充司」を「水嶋 浩二」に改める。